

寄付金に関わる税制上の優遇措置について（ご参考）

本校への寄付金(除く入学時寄付金)は、特定寄付金として以下の通り所得税の控除の対象となりますので、確定申告の際、本校からお送りする「税制上の優遇措置に係る証明書(写)」および「領収書」を添付して申告してください。更に、東京都にお住まいであれば、個人住民税からの寄付金税額控除を受けることもできますのでご覧ください。

【所得税の控除】

[個人]

寄付金額（最高額は総所得金額等の40%）が2,000円を超える場合、**税額控除**又は**所得控除**のいずれかを選択できます。

■税額控除

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方において、所得控除と比較して減税効果が大きくなります。

$\text{所得税控除額}^{\ast} = (\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$ ※所得税控除額はその年の所得税額の25%が上限
例えば、10万円のご寄付の場合、 $(100,000 - 2,000) \times 40\% = 39,200$ 円が所得税額から直接控除されます。

■所得控除

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

$\text{所得控除額} = \text{寄付金額} - 2,000 \text{円}$

[法人]

法人様からのご寄付につきましては、寄付金額を当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入にあたっては、以下の2通りの方法があり、お申し込みの際にどちらかをお選びいただけます。

A) 特定寄付金(特定公益増進法人に対する寄付金)

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、一定限度額まで損金に算入することができます。

B) 受配者指定寄付金

寄付金の全額を損金に算入することができます。

【個人住民税の控除】

確定申告の際に、住民税の寄付金税額控除もあわせて申告することにより、翌年度の住民税から控除されます。

■税額控除

$\text{住民税控除額} = (\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 4\%$

寄付をした翌年の1月1日現在、東京都在住の方が対象。

□住所地の区市町村が指定した控除対象寄付金にも該当する場合、別途、個人区市町村民税から（寄付金額－2,000円）×6%に相当する金額が控除されます。区市町村においてどの寄付金が指定されているか等については、住所地の区市町村へお問い合わせください。

□都道府県・区市町村に対する寄付金等を含め、寄付金税額控除が受けられる寄付金の額は、総所得金額等の30%までとなります。なお、個人住民税の適切な寄付金税額控除の適用のため、都及び課税事務を行う都内区市町村に当該寄付に関する情報提供を行うことがあります。

【その他】

- ・確定申告の際に添付する証明書(写)および領収書は、ご寄付いただいた際に、本校より個別に送付致します。
- ・確定申告についてのご相談は、所轄税務署にお問い合わせください。

以上

(2020.9.1)